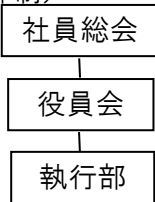


支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一)・(二)・(三)・(四)・五(六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	居住支援事業

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	主に福岡市内
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	<p>(組織体制)</p>  <pre>graph TD; A[社員総会] --> B[役員会]; B --> C[執行部];</pre> <ul style="list-style-type: none">・ 法人運営に関する意思決定は社員総会、および役員会にて行う・ 支援業務(相談受付・対応、関係機関との連携など)の実施は執行部にて行う <p>(定款上の実施事業)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 建築工事、リフォーム工事の請負、施工及び監理2. 内装仕上工事3. 建物内外の清掃事業4. 不動産の売買、所有、賃貸、管理及びその仲介並びにコンサルタント業務5. 飲食店業6. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進事業7. 住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証の提供8. 賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談及びあっせん業務9. 入居者に対する見守り等の生活支援業務10. 登録受託の入居者(住宅確保要配慮者)への生活支援11. 地域住民等の高齢化、単身世帯化等の状況を踏まえた居住支援サービスの提供12. 前各号に附帯関連する一切の事業 <p>本事業においては、上記のうち、</p> <ol style="list-style-type: none">6. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進事業7. 住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証の提供8. 賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談及びあっせん業務9. 入居者に対する見守り等の生活支援業務10. 登録受託の入居者(住宅確保要配慮者)への生活支援11. 地域住民等の高齢化、単身世帯化等の状況を踏まえた居住支援サービスの提供 <p>が対象となる。</p>

<p>4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。</p>	<p>●執行部2名(代表取締役、および、相談対応者) ・ ・ ・住宅確保要配慮者、不動産関係者等からの入居前支援の依頼を受ける窓口対応、相談支援対応、物件管理対応</p> <p>※相談対応者1名(社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者)にて、住宅確保要配慮者の入居前、入居後の相談対応、記録作成等に対応</p>
<p>5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。</p>	<p>平日の8:30~17:30(土曜、日曜は休日)</p>

【支援業務の概要に関する事項】

<p>6. 支援対象者</p>	<p>高齢者、定額所得者、刑余者、障害者、子育て世帯(ひとり親世帯含む)、被災者、外国人などの住宅確保要配慮者</p>
<p>7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。</p> <p>要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。</p>	<p>●住宅確保要配慮者や、不動産会社関係者、行政等からの入居相談 支援対象となる住宅確保要配慮者だけでなく、地域の不動産会社関係者や行政機関からの入居に関する相談を受け付け、当社物件の紹介、他社物件紹介などを行っている。また、一部は転貸契約によるサブリース物件もある。</p> <p>●住宅確保要配慮者への入居前相談、入居後のサポート 社会福祉士にて、住宅確保要配慮者に関する生活上の課題や、入居相談に至るプロセスなどをアセスメントし、支援方針を決めていく。このとき、各相談機関等(司法関係機関、行政機関、病院、障害福祉サービス、介護サービス等)と連携しながら、住宅確保要配慮者の抱える生活課題の解決を目指していく。さらに、住宅確保要配慮者の孤立化を防ぐ目的で、定期的な訪問を行いながら、安否確認を行っていく。これらのサポートについては原則として住宅確保要配慮者からの請求は行わず、無償で行っていく。</p> <p>また、今後は住宅確保要配慮者からの委託に基づく残置物処理等業務について、国土交通省のマニュアル等を参考に、事業化に向けて整備していく予定である。</p> <p>●所有物件への入居サポート 住宅確保要配慮者からの入居相談において、本人が希望すれば当社で所有する物件への入居をサポートしていく。入居に際して入居時の家電等の購入をサポートしたり、入居後に必要な対応(住民票移動や各種行政手続き、通院先紹介や通院同行など)の同行支援などを行っていき、円滑な地域生活への定着を促していく。</p>
<p>8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>●福岡県居住支援法人連絡協議会・福岡市居住支援法人連絡協議会への参画 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等に参画し、各種法令改訂に対して適切に対応を行ったり、連携先となる居住支援法人と協議を行ったり、ケースの受任などを行っていく。</p> <p>●福岡県内の生活保護課等との連携 主たる連携先として、福岡市各区、福岡県内の生活保護課があり、必要に応じて保護課からの依頼を受けて居住相談を受任し、入居前支援を行っていく。その他、地方自治体の住宅相談窓口にも広報をしていき、必要に応じて入居前支援を受任していく。</p>
<p>8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う</p>	<p>●各社会福祉機関等との連携 地域の地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター、児童福祉施設、生活困窮者自立相談支援機関、司法機関(保護観察所、自立準備ホームや更生保護施設など)などにも広報をしていき、必要に応じて入居前支援を受任してい</p>

<p>者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<p>く。</p> <ul style="list-style-type: none">●地域における住宅確保要配慮者向けの住宅提供者の発掘 地域の不動産管理会社や、物件オーナー等に対して、居住支援に関する説明等を積極的に行っていき、住宅確保要配慮者向けの住宅提供者を発掘していく。●その他居住支援法人との連携 福岡県内における居住支援法人において、主たる連携先として『認定特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会』があり、入居前相談による連携だけでなく、入居者の入居後の生活相談、炊出し等への参加の促しなどを行うことで、安定した地域生活を送ることができるようにサポートしている。
<p>9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">●福祉系国家資格有資格者による生活相談指導 福祉系国家資格有資格者による面接技法指導や、障害福祉や高齢者福祉など社会福祉に関する知識教育、関係機関との連携に関する教育、個人情報取り扱いに関する教育等を行っていく。●居住支援法人連絡協議会等が実施する研修会への参加 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等が実施する居住支援に関する研修に参加していく。
<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>住宅確保要配慮者への住居の確保、および、地域生活をする上での生活の困り事の解決による当事者の福利の向上。</p>